

令和元年度第2回秦野市上下水道審議会

午後2時00分開会

○課長代理（総務担当） 皆さんこんにちは。本日は、御多用のところ、御出席いただきまして誠にありがとうございます。ただいまより、令和元年度第2回秦野市上下水道審議会を始めさせていただきます。

私は、本日進行を務めさせていただきます上下水道局経営総務課の井上と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

始めに、委嘱状の交付を行いたいと思います。本来は直接、市長のほうから委嘱状をお渡しするところではございますが、時間の都合もございますので、机上配付とかえさせていただきましたので、御確認をいただきたいと思います。

それでは、市長から御挨拶を申し上げます。

○高橋昌和市長 皆様こんにちは。市長の高橋昌和でございます。本日は、秦野市上下水道審議会に御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。委員の皆様には大変御多用の中、今回審議会の委員をお引き受けいただきまして、大変感謝をするところでございます。

御承知のように、秦野市の水道、明治23年に給水を開始いたしまして、横浜、函館に次いで全国で3番目、簡易陶管水道としては全国初という歴史ある水道でございます。秦野の水道は、当時としては大変珍しく、住民が費用を負担するなど、工事以外の部分の多くを住民が主体となってつくり上げました。以来、今日に至るまで、この秦野の地形あるいは地下水を主な水源に、安全でおいしい水を供給できるよう、日々努力をしておるところでございます。

公共下水道につきましては、昭和56年に供用開始をいたしまして、平成11年に県の酒匂川流域下水道での処理を開始し、平成13年には伊勢原市と連携する形で広域処理を進めました。その後、平成27年度末には市街化区域内の污水整備がおおむね完了したということで、それまでの整備中心だったものを維持管理に事業運営の方向性を転換したところでございます。

この水道と下水道の両事業につきましては、雨水を除いて、水道料金収入と下水道使用料を主な財源にしております。独立採算を基本に、公営企業として経営をしておるところでございます。しかし、御承知のように、最近の人口減少、あるいは節水意識の高まりによりまして、収入の減収が見込まれる一方で、施設の老朽化や耐震化対策などに非常に大きな投資が必要であり、水道・下水道ともにいろいろ課題を抱えておるところでございます。

このような現状を踏まえ、今後の事業の方針を定めるため、水道ビジョンと下水道ビジョンについても、見直しをしていく考えでございます。今回、皆様

方に審議会の委員をお願いした訳でございますが、例年よりもこの開催回数なども多くなることが予想されます。本日は、給水装置工事手数料のあり方、それから指定給水装置工事事業者の更新手数料について御審議をお願いしたいというふうに思います。

本日から2年間、皆様方にはさまざまなお立場からそれぞれの専門的なお立場からも、忌憚のない御意見を賜り、秦野市の上下水道行政がしっかり進むよう、お力添えいただければと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○課長代理（総務担当） 続きまして、委員の皆様のご紹介に入りたいと思います。恐れ入りますが、お手元の委員名簿によりまして、板寺委員から順番に自己紹介をお願いしたいと思います。

○板寺一洋委員 神奈川県温泉地学研究所の研究課長をしております板寺と申します。私は、温泉と地下水が研究の専門分野ですので、水道事業でいいますと水源にかかわる地表水とか地下水を専門としていますが、その他の項目については全く素人です。これを機会に勉強もさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○岩田純一委員 公益社団法人秦野青年会議所、本年度理事長を務めております、岩田純一と申します。青年会議所としては、上下水道というのは直接専門的な分野ではないのですが、仕事で不動産業を取り扱っておりますので、上下水道とは密接な関係があります。ぜひ私なりの経験で御意見させていただければと思いますので、よろしく願いします。

○恩田恭良委員 日本政策投資銀行の恩田と申します。日本政策投資銀行は、政府の100%出資の国の金融機関ということでございまして、融資、投資のほか、いろいろな調査もやっております、特に水道については重要なインフラということで、昔から調査させていただいています。例えばフランスとかイギリス、海外の動向などの官民連携の調査をしております。こちらの委員会でお役に立てればと思っておりますので、どうぞよろしく願いします。

○笠原良夫委員 秦野市自治会連合会の副会長をやっております笠原でございます。昨年に引き続き審議委員をやらせていただきます。私は秦野市の北地区自治会連合会の会長をやっております。秦野市の自治会連合会の副会長ということで、秦野市の市民代表という形で参加させていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○川島由美子委員 神奈川県下水道公社業務部長の川島と申します。秦野市とは下水道の関係で一緒にお仕事をさせていただいております。よろしく願いいたします。

○杉本秀夫委員 秦野商工会議所副会頭の杉本でございます。委員の変更があ

りまして、私が今年度から委員を務めさせていただきます。先ほど岩田委員が話されたように、仕事の面では上下水道にはいろいろな形でおつき合いをさせていただいております。どこまで力になれるかわかりませんが、ともに勉強しながら務めさせていただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**中谷英子委員** 市民活動団体連絡協議会の会長をしています中谷と申します。市民の代表として何か質問等がありましたら謙虚に質問させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○**藤井仁委員** こんにちは。スタンレー電気の藤井と申します。スタンレー電気はあまり上水を利用してなくて申し訳ないのですが、一企業としていろいろな参考になることが申し上げられたらいいなと思っております。よろしくお願いいたします。

○**松原沙織委員** 東海大学政治経営学部の准教授している松原沙織と申します。私は会計監査を専門としておりますが、本審議会でも少しでもお役にたてばと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○**茂庭竹生委員** 東海大学名誉教授の茂庭と申します。そのほかにこの名簿に書いてございますけれども、瀋陽薬科大という中国にあります薬科大学の客員教授のほうもさせてもらっています。先ほど市長のお話にありましたように、秦野市も水道・下水道の非常に古い歴史を持っています。実は瀋陽というのは昔の満州国です。当時の満州は下水道の普及率が90%だったのです。これは日本の技術でそのような社会基盤整備ができたものと考えられます。日本で育ててそして向こうで花が咲いたような感じなのです。このことは日本の技術が海外で使われていたよい例と言えるのではないかと思います。私の専門は環境工学ですが、かつては衛生工学とって、水道あるいは下水道、ごみ処理などが専門です。学科的には土木工学になりますけれども、そういう仕事をしています。お役に立てればと思いますので、よろしくお願いいたします。

○**柳川清紀委員** 秦野市飲食店組合から参りました柳川と申します。以前、水道と下水道が分かれていたときは、水道のほうではお世話になりました。しかし下水道はよく分かりません。勉強しながら委員を務めていければと思っています。よろしくお願いいたします。

○**山口泰史委員** 公益社団法人日本水道協会調査部調査課、山口と申します。よろしくお願いいたします。皆様のお役に立てるように努めて参りますので、よろしくお願いいたします。

○**課長代理（総務担当）** ありがとうございます。

なお、本日、名簿のナンバー4番の影嶋委員、ナンバー8番の鈴木委員、ナ

ンバー14番の山口政雄委員が、お仕事の都合により欠席されております。

続いて事務局職員の紹介をさせていただきたいと思っております。局長以下、事務局名簿の順番にお願いいたします。

○上下水道局長 皆様こんにちは。上下水道局長の福井です。どうぞよろしく
お願いいたします。

○経営総務課長 経営総務課の課長をやっております志村と申します。よろしく
お願いいたします。

○課長代理（総務担当） 総務担当の井上です。よろしくお願いいたします。

○課長代理（財務担当） 財務担当の塩田と申します。よろしくお願いいた
します。

○課長代理（経理担当） 経理担当の飯沼と申します。

○営業課長 営業課長をしております小泉と申します。よろしくお願いいた
します。

○給排水業務担当課長 給排水業務担当課長兼課長代理の根岸と申します。

○課長代理（料金営業担当） 料金営業担当課長代理の岡崎と申します。よろ
しくお願いいたします。

○営業課給排水業務担当 給排水業務担当の中村と申します。よろしくお願
いいたします。

○営業課給排水業務担当 同じく給排水業務担当、飯沼と申します。よろしく
お願いいたします。

○水道施設課長 水道施設課長の小山田です。どうぞ皆さん、よろしくお願
いいたします。

○課長代理（水道計画担当） 水道計画担当の課長代理をしております北村と
申します。よろしくお願いいたします。

○課長代理（建設担当） 建設担当の課長代理をしております原です。よろ
しくお願いいたします。

○課長代理（水道維持担当） 水道維持担当の課長代理をしております松澤
です。よろしくお願いいたします。

○課長代理（施設管理担当） 施設管理担当の課長代理をしております秋山
と申します。よろしくお願いいたします。

○下水道施設課長 下水道施設課長の小宮と申します。どうぞよろしくお願
いいたします。

○処理場担当課長 処理場担当課長をしております早坂と申します。よろしく
お願いいたします。

○課長代理（下水道計画担当） 下水道計画担当の課長代理をしております蛇

走と申します。よろしくお願ひいたします。

○課長代理（下水道整備担当） 下水道整備担当の課長代理をしております能條です。よろしくお願ひいたします。

○課長代理（大根鶴巻整備担当） 大根鶴巻整備担当の課長代理をしております三野輪でございます。よろしくお願ひいたします。

○課長代理（下水道維持担当） 下水道維持担当の課長代理でございます吉田といいます。よろしくお願ひいたします。

○課長代理（総務担当） 以上、事務局職員となります。よろしくお願ひいたします。

さて、当審議会でございますが、秦野市上下水道審議会規程第2条第1項の規定に基づきまして、15名の委員により組織させていただいております。本日、15名の委員のうち、12名の委員の御出席をいただいておりますので、規定によりまして、審議会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

また、本日は、委員改選後初めての会議となりますので、審議会の会長及び副会長を選出させていただくこととなります。この会長及び副会長につきましては、事務局のほうで進めさせていただきたいと思ひます。

会長及び副会長の選任につきまして、審議会規程第4条第1項の規定により、委員の互選により定めることとなっております。選任については、いかがいたしましょうか。

（「事務局一任」の声あり）

○課長代理（総務担当） ありがとうございます。それでは、事務局より指名推薦をさせていただきます。

水道・下水道事業とも、人口減少等による水需要が減少傾向にある一方で、施設の大量更新の必要性が増すなど、経営環境が厳しい状況にあります。上下水道事業の現状、そして将来を見据え、水道料金や下水道使用料のあり方を含めまして、事業の健全経営の観点から御審議をいただくこととなっております。そのため、会長につきましては、前上下水道審議会の会長であり、上下水道の両方の分野に豊富な知識をお持ちの茂庭委員を推薦いたします。また、副会長につきましては、前上下水道審議会の副会長であり、経営に関する豊富な学識をお持ちの松原委員を推薦いたします。

委員の皆様、いかがでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○課長代理（総務担当） ありがとうございます。それでは、会長は茂庭委員、副会長は松原委員をお願いをすることといたします。お手数をおかけしますが、茂庭委員、松原委員は、会長、副会長の席へ、御移動をお願いいたします。

(席移動)

○課長代理（総務担当） それでは、会長からごあいさつをお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○茂庭竹生会長 ただいま会長に推薦いただきました茂庭でございます。どうぞよろしく申し上げます。

先ほど、市長のお話にもありましたが、秦野市は全国で3番目に水道施設がつけられました。そのつけられ方は非常に珍しいという話もありましたが、実は1番目に完成した水道が横浜です。明治20年に開設しています。実はその前横浜に水道がありました。もちろん近代水道という言い方をすると明治20年からということになりますが、実はその前に、独自水道、東京の水道を参考にした水道が横浜にございました。これもできた経緯が非常に珍しくて、実は日本最初の民間の水道なのです。ある方が出資を募集して、つくりあげましたが、加入金が高くて倒産してしまいます。その後、明治政府に横浜が泣きついて、現在の水道の基礎ができたのです。

神奈川県というのは非常に特異な水道の歴史を持っていて、例えばダムがありますけれども、相模、津久井、これらはいずれも県のダムであり、国のダムではありません。県のダムですから実は発電も行っています。そのため、神奈川の水道は企業局に属します。非常に珍しい。今は東電に売電をしていますけれども、このような歴史を持っています。

また、関東平野は非常に広いですが、神奈川県だけが水源が安定しているのです。他県はいずれも県境を越えて水を持ってこなければならないようです。ただそれだけに、非常に古くからできていますので、管路や施設の更新が必要であり、その更新の費用の確保は非常に困難であると思われれます。私も知恵が絞れるだけ絞りたいと思いますので、どうぞよろしくをお願いしたいと思います。

○課長代理（総務担当） ありがとうございます。それでは副会長から御挨拶をお願いしたいと思います。

○松原沙織副会長 今、副会長にご推薦いただきました松原でございます。ただいま茂庭先生からご紹介がありましたように、伝統ある秦野の水道事業に少しでも貢献できればと考えております。どうぞ皆様、よろしくをお願いいたします。

○課長代理（総務担当） ありがとうございます。

では、本日は、市長から諮問をさせていただきます。会長は、申し訳ありませんが前のほうに御移動をお願いいたします。また、委員の皆様には、ただいま、諮問書の写しを配付させていただきます。

それでは市長、よろしくをお願いいたします。

○高橋昌和市長 秦野市上下水道審議会会長茂庭竹生様。

給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について諮問。

給水装置工事手数料については、昭和61年度から工事費の8%の定率による算定方法、定率制を条例で規定してまいりました。しかし、施工方法や使用材料の多様化などから、指定給水装置工事事業者により工事費が異なることから、同規模の給水装置工事であっても、手数料に差異が生じています。

また、給水装置工事を行う事業者は、広域で仕事をしているため、水道事業体が異なっても同じであり、本市を除くその多くの水道事業体では定額制を採用しています。

これらの状況から、給水装置工事手数料のあり方を検討する必要があります。

また、平成30年12月12日に水道法の一部を改正する法律が公布され、水道事業体で指定する給水装置工事事業者制度に、事業者の資質の維持・向上を図ることを目的として指定給水装置工事事業者の5年ごとの更新制度が規定されました。そのため、条例で指定給水装置工事事業者の更新手数料を定めることが適当であると考えます。

以上のことから、本市水道事業にとって望ましい給水装置工事手数料のあり方及び指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について、次のとおり諮問します。

- 1、給水装置工事手数料のあり方について。
- 2、指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について。

令和元年8月29日、秦野市長高橋昌和。

どうぞよろしくお願いいたします。

○課長代理（総務担当） 大変申し訳ございませんが、市長のほうは他の公務のため、ここで退席をさせていただきます。

○高橋昌和市長 それでは申し訳ございませんが、よろしくお願いいたします。

○課長代理（総務担当） それでは次第に従いまして議事に入らせていただきます。

議事に入る前に、本日の配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第が1枚。それと、上下水道審議会の委員名簿と事務局名簿がそれぞれ1枚。「給水装置工事とは」と記載がある資料が資料1となっております。資料2は、「給水装置工事手数料のあり方について」となっている資料です。資料3としまして、「指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について」。資料4としまして、「更新制導入に伴う関係法令」。

続いて参考資料1として、「秦野市上下水道審議会規程」。参考資料2として、

「上下水道審議会開催日程（案）について」。参考資料3として、「秦野市上下水道審議会の傍聴に関する要領」。

それと、「上下水道事業のパンフレット」1冊になっております。それと、「秦野市上下水道審議会資料」ということで緑色のフラットファイルを配付させていただいております。

資料は以上となります。不足書類等がございましたら、お声かけをいただきたいと思います。なお、緑のフラットファイルにつきましては、会議終了後に回収させていただき、次回会議の際に、再度、机上配付をしたいと考えております。会議終了後に机の上にそのまま置いていただければと思います。また、資料のほうはよろしいでしょうか。

それでは、審議会の規定によりまして、会長は、会務を総理し、審議会を代表することになっておりますので、会長のほうに進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いたします。

○茂庭竹生会長 それでは、令和元年度第2回の秦野市上下水道審議会を開催したいと思います。

それでは、次第に従いまして、議事に移ります。

議題の1「給水装置工事手数料のあり方について」を議題といたします。

では、事務局から説明をお願いします。

○営業課給排水業務担当 議題の説明をさせていただきます。ただいま、スクリーンの準備をさせていただきますので、少々お待ちください。

お待たせいたしました。それでは議題について御説明させていただきます。

見づらい場合には、お手元に同じ資料を配付させていただいておりますので、お手数ですがそちらで御確認いただければと思います。よろしくお願いたします。

初めに、議題の御説明をさせていただく前段として、今回の議題に関わる給水装置工事について御説明させていただきたいと思ひます。

まず、水道水がどのように各家庭まで給水されるかの水道の仕組みについて、簡単ではありますが御説明させていただきます。こちらの図をごらんください。水道水はまず①番にあります取水場から地下水あるいは河川水をくみ上げ、河川水については②番の浄水場でろ過し、③番、配水場へ送水いたします。また、地域によっては④番の県水受水施設から配水場へ送水いたします。配水場へ送水された水は、塩素消毒し、配水池に蓄え、秦野盆地の地形の特徴を生かし、ポンプ設備を使用しない自然流下方式で各家庭へと水道水としてお配りしております。

ここで図の一番右に示しております⑤番の各家庭へという部分に焦点を置い

て御説明させていただきます。こちらにある右の図が、各家庭へ給水するまでの詳細を示したものになります。図の一番右にある配水管が水道事業者、ここでいう秦野市上下水道局の施設になります。そこから分岐してメーターを経由し、宅内の蛇口までの給水管や給水用具、これらを総称して給水装置といいます。そしてこの給水装置につきましては、個人が設置するもので、個人が管理することとなります。なお、この給水装置につきましては、容易に取り外しのできない構造で、ホースなど容易に取り外し可能なものはここに含まれませんので、御承知いただければと思います。

そしてこの給水装置の設置または変更の工事のことを総称して給水装置工事と言います。この給水装置工事ですが、指定を受けた指定給水装置工事事業者でなければ施工することができないこととなっております。

以上が給水装置工事の概要の説明になりまして、これから御説明させていただく議題に共通する事項になりますので、簡単ではございますが、初めに御説明させていただきます。

それではこれを踏まえ、議題1の給水装置工事手数料のあり方について御説明いたします。

○営業課給排水業務担当 それでは、給水装置工事手数料のあり方について説明させていただきます。

まず、手数料とは、特定の者のために行う事務に対する対価として徴収することができ、条例で定めることになっております。また、給水装置工事を行う場合は、指定給水装置工事事業者が申請し、承認を受ける必要があります。給水装置工事にかかる事務手数料については、条例に定め、申請者から徴収しております。

続いて、給水装置工事の申請、年間約1,000件ありますが、こちらの流れについて、図を用いて順に説明をさせていただきます。

基本的な流れといたしましては、まず、申請者が指定給水装置工事事業者に工事の依頼をし、契約を締結します。工事事業者は、現地の調査及び上下水道局に給水台帳の調査や事前協議を行い、申請書を作成し上下水道局に申請します。上下水道局では、申請の内容について設計審査を行い、承認書・納付書を作成し発行します。事業者は、申請者に対し加入金・手数料の支払いを促し、支払いが完了した後、工事着手となります。工事の完成後、完了検査の申し込みを行い、委託事業者のほうで検査日時の決定、完成検査を実施し、検査に合格すれば工事が完了し、事業者から申請者に請求があり、申請者が工事代金を支払うという流れになります。なお、右側の赤で囲まれている部分、こちらが、給水装置工事手数料の対象となる事務になります。

次に、給水装置工事手数料の算出方法についてです。給水装置工事手数料の算出方法については、定率制と定額制に分けられます。定率制は、対象となる内容に対して、一定の割合を乗じ徴収する方法です。県内の水道事業者では本市だけが採用しています。

次に定額制は、対象となる内容に対して、定められた額を徴収する方法となります。定額制の中におきましても、各事業者により算出方法は様々ですが、大きく2つに分類されます。①としましては、審査及び検査手数料等に分けて算出する方法。こちらは、県企業庁、横浜市、川崎市、三浦市、南足柄市が採用しております。②としましては、工事種別に分けて算出する方法で、横須賀市、座間市、小田原市が採用しております。

続いて、県内の各水道事業者の算出方法の状況について説明させていただきます。今説明をさせていただきました本市ですが、こちらの図のとおり定率制を採用しており、工事費の8%を手数料の額として算定しています。

続いて定額制の中でも審査及び検査手数料に分けて算出している事業者について説明いたします。県企業庁と横浜市は、審査手数料と検査手数料を分けた中で、量水器又は給水管の口径の大きさによって手数料を算定しています。また、川崎市、三浦市、南足柄市は審査、検査等の手数料を一定の金額として算定しています。

次に、定額制の中で、工事種別に分けて算出している事業者について説明をいたします。横須賀市は、工事種別及び給水管の口径により算出しております。次に座間市は、止水栓からの上流部と下流部の工事で分けた中で、量水器の口径の大きさによって手数料を算定し、さらに取り出しがあれば加算するという方式をとっております。最後に小田原市は、工事種別に分けた中で、給水管の口径により加算する方式で算定しています。

先ほども説明をさせていただきましたが、本市のみが定率制を採用しており、工事費の8%を手数料としておりますので、こちらの例にあります、戸建て住宅の工事手数料を算出する場合におきましても、6,000円から3万7,440円という形になっておりまして、手数料に差が生じることが見てとれると思います。

次に、現在の手数料（定率制）における課題と検討についてですが、定率制における課題としまして、施工方法の多様化により指定給水装置工事事業者によって工事費が異なり、同じ規模の工事でも手数料に差が生じ、申請者に対して公平な費用負担となっていないこと。先ほど説明いたしました、県内の各水道事業者では、細かな算出方法は異なるものの、本市を除き、全て定額制により手数料を徴収しており、県内で均衡が図られていないこと。平成29年から完成検査等を民間に委託したことにより、委託料を含めた事務コストに対する

負担の適正化を図る必要があることなどが挙げられます。そのため、定率制における課題を解消するためには定額制とすることが適当と考えます。

次に、定額制の算出方法（案）についてですが、先ほど、県内の事業者の算出方法について紹介させていただきました。定額制の算出方法においては、いくつかの方法が考えられますが、申請者が最もわかりやすいと考える、案①、審査、検査手数料に分けて算出する方法と、案②、工事内容に応じて算出する方法の2案について検討したいと思います。

案①、案②のメリット、デメリットについてですが、案①のメリットにつきましては、審査、検査手数料の2項目に分けて算出するため、項目が明確であり手数料をわかりやすく算出できることが挙げられます。一方、デメリットとしましては、工事の内容や規模はさまざまありますが、その平均値をとっているため、公平な負担の確保が難しい点があります。

続いて、工事内容に応じて算出する案②のメリットですが、工事の内容によって手数料を算出するため、手数料の公平性が確保できます。一方デメリットといたしましては、手数料の算出方法が案①に比べ複雑になることが挙げられます。

つきましては、現行の課題である負担の公平性を解決するためには、案②の工事内容に応じて算出する方法により、定額制に変更することが適当であると考えられますので、案②に変更した場合についてこれから説明をさせていただきます。

定額制に変更した場合の算出方法ですが、手数料の算出において、①全ての申請で共通する項目、②配水管等から取り出し工事に伴う項目、③接続するメーターに係る項目、その3つに分類されることがわかりましたので、基本料、取り出し加算、メーター加算の3つに分けて算出することが、適切であると判断いたしました。なお、手数料の算出方法としては、作業時間の和に職員単価をかけた人件費と用紙、印刷費などの物件費の和として算出することが適当であると考えます。

次に、定額制に変更した場合の算出方法について、項目ごとの内容を説明させていただきます。

①の基本料としては、主な審査項目として、受付業務や給水台帳の確認、使用材料及び構造の検査、承認書、納付書の作成などがあります。主な検査項目としては、検査受付業務、現地での検査などがあります。主な物件費としては、用紙代や印刷代などがあります。

次に、必要に応じて加算される、取り出し加算としましては、主な審査項目として配水管への影響、水理計算などがあります。主な検査項目としては、材

料検査等がございます。

次にメーター加算としては、主な審査項目として水栓の数や使用水量の計算があります。主な検査項目としては、水栓、水質、水圧検査などがあります。主な物件費としては、残留塩素検査薬があります。

次に、定額制に変更した場合の算出方法について図を見ながら説明させていただきます。こちらは、申請の中でも比較的多い、宅内に給水管を引き込む工事となっております。①としまして、全ての申請で共通する項目として、先ほど説明いたしました基本料というものがございます。続いて真ん中の②につきましては、100ミリの配水本管から20ミリで給水管の引き込みをしておりますので、取り出し加算が追加されます。③といたしましては、20ミリのメーターをこちらに接続いたしますので、メーター加算が追加されます。

次に、定額制に変更した場合の手数料の一覧になります。基本料の8,200円、撤去の場合は3,300円に、必要に応じて取り出し加算及びメーター加算が追加されるという形になります。取り出し加算及びメーター加算につきましては、取り出しの給水管の口径、メーターにおきましてはメーターの口径によって金額がかわってまいります。

次に、基本料、取り出し加算、メーター加算における積算根拠について説明させていただきます。なお、細かな検査項目等の説明は、時間の都合上割愛させていただきますので御承知おきください。

まず、基本料につきましては、新設・改造・修繕の基本料として8,200円。撤去として3,300円になります。

次に取り出し加算についてですが、25ミリ以下として5,000円。40ミリとして9,000円。50ミリとして1万500円。75ミリ以上として1万4,500円となります。

次にメーター加算についてですが、25ミリ以下として4,400円。40ミリとして1万円、50ミリとして1万2,100円。75ミリ以上として1万5,100円となります。

続いて、今説明いたしました定額制に変更した場合の工事例について、何点か例を挙げて説明させていただきたいと思っております。

まず工事例の1、新築一軒家、取り出しありの場合です。こちらは基本料といたしまして新設の工事になりますので、基本料の8,200円がかかってまいります。次に取り出し加算といたしまして、給水本管から新たに20ミリの給水管を取り出しておりますので、取り出し加算として5,000円がかかります。また、新しく20ミリのメーターを接続しますので、4,400円がかかります。したがって、給水装置工事手数料といたしましては、合計として1万7,600円という形になります。

次に、分譲地の造成についてです。分譲地の造成につきましても新設工事に

なりますので、基本料の8,200円がかかります。次に取り出し加算につきましては、配水管100ミリから新設の給水管から40ミリで取り出しをしておりますので、こちらの部分で40ミリの取り出し加算分9,000円、さらにこちらの分譲地が4つに分かれておりますので、その分譲地それぞれに20ミリの給水管を引き込んでおり、20ミリの給水管5,000円掛ける4つということで2万円。③のメーター加算につきましては、メーターの設置がありませんので、こちらは加算されない形になります。したがって、給水装置工事手数料といたしましては、3万7,200円という形になります。

工事例3としましては、先ほどの工事例2の分譲地①につきまして、そこに新たに新築した場合の工事例になります。まず、基本料として新設工事の分8,200円がかかります。続いて取り出し加算につきましては、これは既に先ほどの工事で取り出しのほうの工事が済んでおりますので、取り出し加算につきましてはかからない形になります。続いて③のメーター加算ですが、こちらは新規で、20ミリのメーターを接続いたしますので、20ミリの4,400円がかかる形になります。したがって、給水装置工事手数料といたしましては、1万2,600円という形になります。

次に工事例4、軽微な工事につきましては、こちらの工事は2階に新たにトイレを1つ増設するという例を挙げさせていただきました。したがって、①の基本料として8,200円。②の取り出し加算につきましては、特に取り出し等はしておりませんので、こちらの加算はありません。③のメーター加算につきましては、メーターの設置等もございませんので、メーター加算がありませんので、基本料のみとなる金額で、給水装置工事手数料としては8,200円という形になります。

最後、工事例5ということで、これはメーターの撤去について説明させていただきます。こちらは、撤去工事の基本料として3,300円がかかります。取り出し加算につきましては、取り出しがありませんので、こちらはなし。メーター加算につきましてもメーターの設置がありませんので、メーター加算はなしとなりますので、給水装置工事手数料としては3,300円という形になります。

次に、定額制に変更した場合の影響額という部分なのですが、定額制にした場合、手数料の収入額のシミュレーションがこちらの表になります。平成30年度をベースとして算出したところ、定額制に変更した場合も、定率制とほぼ同額となるという結果が出ております。

次に、現行手数料と定額制及び他市との比較になります。こちらの表は、現行の定率制、定額制に変更した場合、同規模の近隣市である座間市と小田原市において、主な給水工事における手数料との比較になります。

なお、両市の手数料については、条例を基に本市で積算したものです。

まず、新築で一戸建て住宅を建てた場合ですが、現行は定率制となっているため金額にばらつきがあり、6,000円から3万7,440円となっており、平均しますと1万8,182円になります。定額制にした場合は1万7,600円。座間市は2万円、小田原市は1万9,000円となります。

次に、戸建て住宅の取り出しなしの場合ですが、現行は5,425円から3万6,000円となり、平均しますと1万2,254円。定額制にした場合は1万2,600円。座間市は1万円、小田原市は1万9,000円となります。

次に、宅地造成8戸についてですが、現行は3万720円から10万1,600円となっており、平均しますと6万560円となります。定額制にした場合は5万8,700円。座間市9万6,000円、小田原市3万9,000円となります。

次に共同住宅4戸についてですが、現行は2万8,000円から6万4,000円となっており、平均しますと4万2,933円となります。定額制にした場合は3万4,800円。座間市8万円、小田原市7万6,000円となります。

次に店舗及び工場等についてですが、現行は3万2,000円から9万1,760円となっており、平均しますと5万9,206円となります。定額制にした場合は2万7,200円。座間市は6万4,000円、小田原市は1万9,000円になります。

以上で、給水装置工事手数料のあり方についての説明のほうを終わらせていただきますので、給水工事手数料における、算出方法を含めた手数料のあり方について御審議いただきますようお願いいたします。

○茂庭竹生会長 ありがとうございます。それではただいまの御説明に対しての質疑に入る前に、事務局に私のほうから1つお伺いします。先ほど市長から諮問のあった議題について、答申の骨子までの審議スケジュールがおわかりでしたら教えてください。

○営業課長 本日の審議内容等を踏まえまして、事務局で答申の骨子案を作成させていただきましたので、9月中旬に開催予定の第3回会議において、答申案について御審議をいただきたいというふうに考えております。

なお、最終的な答申につきましては、第3回会議において会長及び副会長にご一任いただきまして、文言等を整理した上で、10月上旬に会長及び副会長のほうから市長のほうに答申をさせていただきたく考えております。

○茂庭竹生会長 わかりました。それでは次回に答申を行うということですね。

それでは、ただいまスクリーンで御説明いただいた事柄に関して、御意見、御質問等をいただきたいと思います。いきなり細かい説明があったのでわかりにくい点もあったかと思うのですけれども、いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 非常に丁寧なわかりやすい説明をどうもありがとうございます。22ペ

ージのところで、座間市と小田原市との比較が出ていますが、定額制に変更した場合、共同住宅では座間市の金額が倍以上となっていますが、小田原市等も秦野市と同様の積算根拠考えてよいのでしょうか、また、この差は主にどういった要因になっているのでしょうか。

○茂庭竹生会長 事務局としていかがでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） ただいまの御質問でございますが、スクリーンを御覧ください。今ここで示したように、5つサンプルを用意いたしまして比較をいたしました。今の御質問の共同住宅についてであります。この手数料につきましても、各水道事業体でおおの設定しているために、なかなかその根拠というのがわかりませんが、我々の今回示しました定額制につきましては、これに関する職員の審査・検査に関する作業時間等を積算いたしまして、算出したものでございます。しかしながら、他事業体の積算根拠については不明です。

○茂庭竹生会長 今回の質問に関連して、現行の定率制と、定額制に変えてもあまり変わらないという御説明でした。22ページの戸建て住宅の2ケースについてはあまり金額に変わりはないようですが、これより下に記載されている部分については、現行のほうが安くなっているところがあります。このことも含めて、改めて御説明いただけますか。

○課長代理（給排水業務担当） 戸建て住宅で取出し有り、メーター設置有りの場合につきましては、改正後であれば1万7,600円、改正前であれば、定率制であるため、一概に金額は出せませんが、平均をとりますと1万8,182円となっております。

戸建ての住宅、取出し無し、メーター設置有りにつきましても、比較した中では定額制につきましては、改正後では1万2,600円、現行の平均金額である1万2,254円よりも若干高くなっております。

この例の中では下がっているという傾向にはございますが、あくまでもこれは一例をとったものでございますので、全体を通してみますと、その前の画面で説明しましたように全体的にはほぼ同額、平成30年度と比較すれば15万7,962円といった、少し増額となる傾向になるということでございます。

○茂庭竹生会長 どうぞ。

○上下水道局長 少し補足をさせていただきます。その次の画面のページで、工事内容として主なサンプルについて5項目出してあります。この中で手数料収入の中で一番比率が大きいのは、戸建て住宅1戸になります。この金額というのは、定額制、定率制とそれほど大きな差異はございません。その結果がその前のページに出ております、現行との差について、ほぼ変わらない、もしくは少

し高くなるというような結果のシミュレーションになっています。これに対して、他市の座間市、小田原市と、それほど差額はございません。

一方、先ほど担当のほうで御説明した、共同住宅4戸になりますと、座間市、小田原市と、それから秦野市の改正案とか変更案と大分差が生じておりますが、全体の件数からすると、数がそれほど多くありませんので、差が大きく生じる、そういったような形になります。以上です。

○**茂庭竹生会長** よろしいでしょうか。ほかには、いかがでしょうか。ないでしょうか。御質問どんどんよろしくお願いします。どうぞ。

○**委員** よろしいですか。22ページのスライドを拝見させていただくと、座間市と小田原市は戸建て住宅1戸当たりで4戸分、共同住宅4戸で4倍、戸建て1戸分が4軒あったと仮定して8万円ですとか7万6,000円にしているように見受けられますが、秦野市が他市の例と同様の考え方で設定されない根拠というのはございますか。

○**営業課給排水業務担当** それでは説明させていただきます。こちら、説明の中では少し割愛をさせていただきました、積算根拠になります。本市の場合、手数料は職員がその検査に赴く時間、それと単価、これを基に手数料を算出しています。共同住宅4戸につきまして、秦野市の今回の積算が単純に戸建て住宅の4倍になっていない理由といたしましては、共同住宅4戸に赴いてメーターの検査をする場合におきましても、共同住宅なので場所等の移動もありませんので、結局1つを検査するにしても4つを検査するにしても、4倍の時間はかからないという形になります。そういった部分がございまして、単純に戸建て住宅を4倍しているのではなくて、その事務、職員がその検査とか審査にどれだけ時間がかかるかによって積算をしているという形になりますので、基本的にただ単に4倍になっていないというような形で積算をしております。以上になります。

○**茂庭竹生会長** よろしいでしょうか。ほかにございますか。どうぞ。

○**委員** 他市のことなので分からないかもしれませんが、小田原市の店舗及び工場が1万9,000円になっているのですけれども、これは戸建てと同じ金額になっています。これは推測なのですが、このように店舗及び工場等の手数料を下げることによって工場の誘致とか店舗の誘致などを促進するような策がもしかしたらあるのかもしれないなど思っているのですが、このような観点で、今回の手数料改定に置いて考慮している事項があれば教えてください。

○**課長代理（給排水業務担当）** ただいまの御質問でございまして、本市が手数料を積算するにあたり、先ほど述べた工事費を基に算出しており、工場誘致など政策的な観点からは取り入れていません。

○茂庭竹生会長 どうぞ。

○上下水道局長 少し補足をさせていただきます。手数料の本質というのはやはり、その許認可にかかわる職員の手間賃であると考えております。これに対して政策誘導をかけるというのは、少し本旨が違うのではないかと。やはりそういうことは市長部局で行うべきだと考えております。手数料は工事店がお客様からお金をお預かりして市に納めていただくものです。そのような考え方に基づく市民が私どものほうに職員あるいは委託事業者の手間賃についてのお支払いをいただくというものですから、そこは公平な負担というのが私どもは望ましいというふうに考えております。以上です。

○茂庭竹生会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 21ページに、平成30年度の件数は1,077件となっていますが、本市も他市と同様に人口減少傾向にあると思いますが、ここ最近の申請件数についても増加の可能性は低いのかなと思います。秦野市では今後の申請件数の推移はどのように想定しているのでしょうか。

○茂庭竹生会長 いかがでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） ただいまの御質問で、申請件数というお話でございますが、ここ5年ほど見ておりますと、件数について、若干の減少傾向にあります。それから参考ですが排水設備申請に関しましても、若干の減少傾向があります。

○茂庭竹生会長 よろしいでしょうか。どうぞ。

○岩田純一委員 では手数料の見直しについては、5年ごとに行うということになりますか。

○茂庭竹生会長 いかがでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） 今回の改定以降、現在で何年後に見直しをするということは考えておりません。

○茂庭竹生会長 どうぞ。

○上下水道局長 少し補足をさせていただきます。今申上げましたように、昭和61年度からこの手数料については定率制としておりますが、その金額は工事費の8%で、工事費には指定工事店の従業員等の労賃が労務単価の変更にも対応し、金額の調整がなされてきました。

これに対して、今後定額制という形に切りかえた場合は、やはり職員の給与のベースが引き上げられる、あるいは委託料の単価となるべき委託職員のほうの給与ベースが引き上げられる。そういったことによって変動要素は出てくるのではないかと考えますが、ただ、一定の年度でこれを見直していくという部分についてはまだ考えておりません。

例えば平成29年度から検査業務を民間委託しましたが、このように職員ではなくて民間委託に切りかえた、こうしたようなタイミングを合わせて、単価の改正というのは必要であろうと考えておりますが、職員の人件費に大きな変動が出てくるということがなければ、見直しは行わない考えです。他の水道事業体も手数料の改正を行う事例は少ないようです。以上です。

○茂庭竹生会長 ほかいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 テクニカルなことでお伺いしたいのですが、一つは取り出し加算の積算根拠についてのところですが、14ページのところです。上下水道局の職員の方の、いわゆる事務手間で、口径が上がるごとに1時間、2時間増えていくということかと思うのですが、これはやはり、口径が大きくなるとその分、事務手間の時間がかかるという形になってくるのでしょうか。

あともう一つ、工事例3のところ、18ページのところですが、工事例2の分譲地で新築した場合で考えているのですが、ここの基本料が新設工事で8,200円になっているのですが、工事例2のところのいわゆる基本料のところ、新規に戸建てを申請する際に重複する事務がやってあって、工事例3では、その事務が不要となって、時間も短く短縮できるとか、そういう形で基本料がもう少し低くできるのではないかというふうにも推測できるのですが、秦野市ではどのようにお考えでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） 2点の御質問についてお答えします。まず第1点目の取り出し加算につきましての御質問でございます。やはり取り出し加算で取り出しの口径が大きくなると、使う水量が大きくなります。そうしますと、その使った量に応じまして、水圧の確認とか、またそこから本管に影響を与えるかという審査等もありますので、審査の時間等もかかってくるということでございます。

2点目の御質問の中の、工事例2の分譲地の一角に新築を建てた場合というところで、その料金が少し左右されるんじゃないかという御質問でございますが、あくまでもこの基本料金については、職員が取出しの口径の調査や検査の立会いに係る手間賃などを考慮して積算しています。

工事事例2、工事事例3についてもそれぞれ検査立会や審査を行うため、手数料への変化はありません。

○茂庭竹生会長 よろしいでしょうか。この取出し加算のところの計算ですが、分岐の際は、職員が立ち会いをするのですか。

○課長代理（給排水業務担当） 本管からの分岐のところは非常に重要な施工となっておりますので、新規業者の第1回目のときは職員が立ち会い、施工方法を確認します。2回目以降につきましては、写真提出のみとなっております。

○茂庭竹生会長 その場合、技能者の資格についてはチェックされるのですか。

○課長代理（給排水業務担当） 申請の所定欄に給水装置主任技術者の氏名を記載しており、管理をしています。かつ、適切な作業を行うことができる技能を有する者を従事させるよう指導しています。

○茂庭竹生会長 主任技術者は施工の管理者ですから関係はありません。問題は実際に工事をする技能者です。その人の資格は条例等で追記されるのですか。もしくは、技能検定に合格した人かどうかということなのですが。

○課長代理（給排水業務担当） その確認まではしておりません。

○茂庭竹生会長 そうですか。問題はその主任技術者はその設計はやるのですけれども、実際の分岐作業をやらないことです。一番の問題は実際の技能者の腕です。その辺の資格チェックをされないというのはどうなのですか。できればこの計算の根拠を変えるときや次の議題である指定店の登録制度の中でも議題になると思いますが、登録の際にどのような技能者がいるかについて、審査することが必要なのではないのでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） 今の指定工事の中に従業員の届け出があり、その中で資格を持っているのか、持っていないかの確認はしておりますが、本管からの分岐を行うにあたり、必要な資格というものは今のところ規定していません。

○茂庭竹生会長 水道法の中には技能を有する者という言葉が明記されています。今回の問題はその技能の有する者というものをどう考えるかということにつながると思うのです。技能検定を受けた者に限るのか、そうではなく、市のほうでこの人なら大丈夫というような評価をする者であるのか、この辺が一番問題だと考えています。

○課長代理（給排水業務担当） 他市の状況も確認し、改めてご報告します。

○茂庭竹生会長 よろしく申し上げます。

それで、もう一つ確認させていただきたいのですけれども、22ページ、現行と変更案の比較が出ていますね。現行のほうなので特にここでは議題にすることないのかもしれませんが、平均値で示されていますけれど、値段にかなり幅がありますよね。どんな工事でも、例えば一戸建てだろうが店舗だろうが共同住宅だろうが。場合によって3倍を超えるような開きがあります。これは何が原因でこのような差があるのでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） お答えいたします。一例を申しますと、戸建て住宅の場合、戸建て住宅であればいろいろな工法がございます。例えば本管から入って家の周囲を回して、流し台、浴槽に供給する工法と、ハウスメーカーが採用することが多いヘッダー方式という方法がございます。また、使って

いる材質につきましても、ステンレス管や塩化ビニル管など多岐に渡り、値段に開きがあります。これにより、材料費また労務費が大きく変わるため、工事費に差が出てしまいます。

○**茂庭竹生会長** 算出にあたっては、業者の見積もりがベースになるのですね。わかりました。ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○**委員** 細かいことの質問なのですが、例えば開発のような大規模な宅地造成の場合に、道路内に布設される配管口径が75ミリ以上だと市のほうに移管することができると思うので、それに付随した取出し工事の場合でも取り出し加算というのは発生するものなのでしょうか。

○**給排水業務担当** 口径が75ミリ以上の場合、本管として移管を受ける場合がありますが、その場合、給水工事申請とは別に、自費工事申請を提出していただいています。そのため、給水工事申請とは別の申請になるため、取出し加算はありません。

○**茂庭竹生会長** ありがとうございます。よろしいでしょうか。ほかにございますか。

事務局の提案ですと、現行定率制だったものを定額制にして明確にすることを目的として、その計算方法を変えたいということですが、これについては御質問いかがでしょうか。あるいは御意見いかがでしょうか。確かに、現行ですと事業者により工事手数料にかなり差があり、これは工事の内容によって差が生じている。しかしながら、市側の手数料としては工事の内容で金額に差が出たとしても書類審査等の手間は変わらないわけです。このことを踏まえ、定額制に変更する方が合理的であるし、公平性は保てると思いますが、その点について御意見いかがでしょうか。どうぞ。

○**委員** 今の話を聞いていて、僕のところなんかは不動産関連の業務に従事していますので、真剣に聞いていましたが、市の考え方自体がすごく良心的に見えます。今説明いただいた手法で良いと思います。

○**茂庭竹生会長** ほかに御意見いかがでしょうか。

○**委員** です。丁寧な御説明ありがとうございます。お話聞いていまして積算根拠もしっかりしておりますし、非常に案としてわかりやすいと思います。

○**茂庭竹生会長** ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。ほかに特に御意見がないようですので、本議題につきましては、特に負担の公平性、あるいは事務の効率化といいたいでしょうか、実際の事務にかかる費用をベースにしているということで、事務局案の一つである基本料を加算していく、いわゆる定額制に変更したいということについて、私は定額制のほうが妥当ではないかと考えますが、みなさんいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

では、特に異議はないようですので、次回の審議会までに事務局のほうで定額制の答申の骨子案を作成していただきまして、次の議題にさせていただければと思いますけれども、よろしくお願ひします。

それでは、大分時間が過ぎましたので、ここで10分ぐらい休憩をとらせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。現在3時20分ですので3時半に再開します。

○課長代理(総務担当) 3時半に再開ということで、お願ひしたいと思ひます。

(休 憩)

○茂庭竹生会長 それでは、予定の時間になりましたので、再開させていただきたいと思ひます。

事務局のほうで資料の訂正があるそうです。

○課長代理(総務担当) 事務局です。資料の訂正を1点だけ、申し訳ございません、お願ひいたします。

先ほど御説明をさせていただきました一番最後のスライドになります、前のほうにも表示されておりますけれども、店舗及び工場等の変更案との比較のところ、最後の小田原市のところが、マイナスの8,200円という形になっているのですが、これを訂正させていただきたいと思ひます。こちら、三角を消していただいて、プラスの8,200円になります。申し訳ございませんが、訂正をいただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。以上でございます。

○茂庭竹生会長 ありがとうございます。それでは委員各自で訂正をよろしくお願ひいたします。

次に、それでは議題の2「指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について」を議題といたします。

事務局から説明をお願ひいたします。

○営業課給排水業務担当 それでは、議題2「指定給水装置工事事業者の更新手数料の額について」御説明いたします。資料といたしましては資料3になります。

まず、議題に入る前段に御説明させていただいた、資料1の給水装置工事についての中で、給水装置工事は、指定給水装置工事事業者が施工するものと御説明させていただきました。この議題で御説明させていただく内容は、この指定給水装置工事事業者に関することとなりますので、改めて御承知いただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

初めに、指定給水装置工事事業者の制度について御説明いたします。指定給

水装置工事事業者制度は、水道事業者、ここでいう秦野市上下水道局から給水区域内において、給水装置工事を適正に施工することができるものと認められる者の指定をすることのできる制度をいいます。

指定に当たりましては、水道法第25条の3第1項により、指定の基準が定められており、主な指定要件といたしましては、給水装置工事主任技術者の選任ができること、厚生労働省が定める機械器具を保有していること、一定の欠格条項に当たらないことを指定の基準として定めております。また、ここでいう給水装置工事主任技術者というのは、給水装置工事の技術水準を確保するため、国家試験による資格、つまり国家資格として付与されるものであります。

続いて、現行の制度の課題について御説明いたします。現行の制度が始まる、平成8年以前につきましては、各水道事業者が独自の指定基準で給水装置工事を施工する者を指定していましたが、規制緩和の要請を受け、平成8年から全国一律の指定基準による現行制度が創設されました。これにより、事業者数が大幅に増加しております。平成25年の厚生労働省のアンケートによりますと、平成9年時点で全国2万5,000者であった事業者が、平成25年には22万8,000者と、約9倍に増えております。

一方で、現行制度は新規指定についてのみ定められていますが、指定の有効期間がなく、その休止・廃止などの状況が反映されにくく、実態を把握することが困難であるため、所在確認がとれない事業者が存在しているなど、実態との乖離が生じていたほか、無届け工事、不良工事などが発生していました。平成25年時点では、全国約22万8,000者の事業者のうち、所在不明な事業者が少なくとも3,000者、違反工事件数が年間1,740件、苦情件数が年間4,864件あったという結果があります。

現行の制度ではこうした課題があったため、制度の改善を図り、事業者の資質が継続して保持されるよう、昨年12月に改正水道法が成立し、新たに指定の更新制が導入されることとなりました。なお、この改正水道法につきましては、令和元年10月1日に施行が予定をされております。

次に、導入される更新制の概要について御説明いたします。更新制の概要については大きく3つあり、1つ目として、事業者の指定について5年ごとの更新制を導入したこと。2つ目として、指定の更新については、新規指定の申請、基準を準用することとしたこと。3つ目として、施行に伴う経過措置として、更新に係る事務の平準化のため、指定を受けた日より、指定の有効期間に差を設け、割り振ることとしたこととなります。

3つ目の、指定の有効期間の割り振りについてですが、表にまとめるとこのようになります。表の左側が指定を受けた日。右側が有効期間になります。工

事業者に指定を受けた日によって、有効期間がそれぞれ1年から5年に割り振られることとなります。更新に係る事務手続きが平準化されることを目的として、このような経過措置がとられました。なお、更新制度に係る関係法令につきましては、お手元の資料4でお配りしておりますので、ご参考にしていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。

では説明を続けさせていただきます。次に、秦野市の指定給水装置工事事業者の状況について御説明いたします。現在、秦野市の事業者の数は、本日時点で446者が秦野市の指定を受けております。このうち、市内の事業者は72者、また、市外の事業者は374者といった状況になっております。

次に、給水装置工事の状況についてになりますが、現在、指定を受けている事業者446者のうち、過去5年間で市内の給水装置工事を行った事業者は、208者となっております。つまり、指定を受けていながらも約半数もの事業者が秦野市での工事を行っていない状況となっております。そのため、更新制導入により、更新を選択しない事業者、あるいは所在不明により更新申請がなされず、指定の失効となる事業者が数多く出てくるものと思われまます。

一方で、本市での工事がほとんどないものの、突発的な工事に備え、引き続き指定を受ける事業者も一定数あるものと考えられます。このような状況を踏まえ、本市において指定の更新を行う事業者は7割程度と見込んでおります。

先ほど御説明した、有効期間の割り振り表に沿って本市の事業者をまとめるところらの表のようになります。各年、事業者数としては、概ね100者前後となっております。全体446者のうち、300者程度が更新されること見込んでおります。

ここまでの、更新制の概要、それから本市における工事の工事事業者の状況についての御説明になります。そして今回、御審議いただきたい内容が、この更新制導入に伴い、更新事務手続きに係る更新手数料の額について御審議いただきたいと考えております。

では初めに、更新手数料の考え方について、御説明いたします。まず、手数料につきましては、先ほど、給水装置工事手数料と同様に、特定の者のために行う事務に対する対価として徴収することができることとされており、条例で定めることと、地方自治法により定められております。現行制度におきましては、新規指定についてのみ定められていますが、本市におきましては、現行制度による新規指定に伴う指定手数料を秦野市水道事業給水条例により、1万円と定めております。そして、指定の更新に係る事務手続きや更新要件は、新規指定の申請、基準を準用することから、指定の更新に係る手数料についても、新規指定同様に徴収すべきものというふうに考えられることから、本市においても

この更新に係る手数料を条例で定めていきたいと考えております。

わかりやすく表で示すと、こちらのよう表になります。左側が現行制度、つまり更新制導入前になります。現行制度では新規指定のみ定められていたため、新規手数料のみ定めておりました。そして右側になりますが、今回、水道法の改正に伴い新たに更新制が導入されましたので、更新手数料を新たに定める必要があるといったことになります。

では、更新手数料の算出に当たり、算出方法の御説明をいたします。手数料の算出方法につきましては、公益社団法人日本水道協会による「指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制の導入におけるガイドライン」に準じまして、人件費と物件費の積み上げによる算出方法といたします。人件費につきましては、更新事務に係る作業時間の和に職員単価を掛けたものになります。また、物件費につきましては、更新事務に係る物件費といった形になります。

そして、実際に手数料を算出にするに当たりまして、まずこの更新の事務手続きがどういった作業内容になるのか、更新事務のフローをまとめてみました。こちらが更新事務のフローになります。左側が上下水道局が行う事務、右側が工事事業者が行うものになります。

まず初めに、上下水道局は、どの事業者が更新対象者となるかを抽出し、その対象となる事業者に対して、更新手続きについての案内通知を郵送いたします。通知を受け取った事業者は、更新手続きのための書類の作成にかかります。更新手続きに必要な書類といたしましては、申請書や機械器具調書、誓約書等が必要となっております。書類が整いましたら、上下水道局へ書類を提出していただくような流れになります。書類のほうは上下水道局へ提出されましたら、書類を審査し、事業者証や更新決定通知などの必要書類を作成し、決裁、といった流れになります。そして決裁後、対象者に対して更新手続きの完了のお知らせを郵送いたします。その後、事業者に上下水道局へ来庁していただき、手数料を徴収、指定事業者証等を渡し、更新手続きが完了、といった流れになります。この一連の作業が、更新手数料として算出するものになります。

ではこのフローをもとに、更新事務に係る手数料を算出いたしました。まず、人件費に係る作業内容としましては、先ほどのフローのとおり、対象事業者への案内通知、受付・審査・決裁業務、更新手続きの完了通知、指定事業者証の受け渡し及び手数料の徴収業務になります。また、物件費といたしましては、更新案内文などに使用する用紙や封筒、指定事業者証、そして郵送費や各書類の印刷費などが物件費として挙げられます。

これらの作業に係る時間や物件費の単価についてまとめた結果、まず人件費といたしましては、1件当たりの作業時間が75分という結果が得られました。

職員単価につきましては、平成30年度の職員の時間あたりの平均給与が3,948円となっておりまして、人件費としましては4,935円という結果が得られました。また、物件費といたしましては198円という結果が得られました。手数料につきましてはこれらの和ということになりますので、更新手数料としては5,133円という算出結果が得られました。

この結果をもとに、事務局の案について御説明させていただきます。まず1つ目として、先ほどの更新手数料の算出した結果では、概ねですが、5,000円と算出されたこと。2つ目として、本市の排水設備工事を行う下水道指定工事店については、すでに5年ごとの更新制が導入されており、更新手数料を5,000円としていること。3つ目として、県内の各水道事業者については、更新手数料を5,000円または1万円で検討を進めているといったこととなります。県企業庁、横浜市、川崎市が、新規指定同様に1万円とすることで既に議決を得ております。その他の事業者については、まだ決定していませんが、1万円または5,000円で検討を進めていると伺っています。

それではスクリーンのほうに戻らせていただきます。

では、更新手数料の額についての事務局の案になりますが、今申し上げた3点の結果から総合的に判断し、更新手数料を5,000円とすることで、1つ目の更新手数料の算出結果、2つ目の下水道指定工事店の更新手数料について、同様の事務処理手数料としての整合性、また3つ目の県内各水道事業者との整合性が図られるものと考えております。よって事務局としましては、指定給水装置工事事業者の更新に係る手数料は5,000円が適当であると考えております。

委員の皆様におかれましては、この更新手数料の額が適当であるかどうか御審議賜りたく、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○茂庭竹生会長 ありがとうございます。

それでは、事務局提案ですと更新手数料を5,000円とする提案ですが、これについて御意見、御質問よろしくお願ひいたします。

○委員 下水道の指定工事店というのはもう既にされているということなのですけれど、いつから導入され、その算定根拠というのは今回と同じように算出されているのでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） 今の御質問でございます。下水道も同様に指定工事店の制度、昭和56年に下水道指定工事店規則の中で新規工事店が1万円、更新の場合が5,000円と定めております。算定根拠につきましては、調べた中では、過去の事例であり、明確な根拠は見つかりませんでしたが、今回と同様の積算方法を採用しているのではないかと考えます。

○茂庭竹生会長 よろしいでしょうか。ほかにはいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 今の更新料というのは人件費がかかるということで当たり前のようどこでも取っていると思います。今の話を聞いていると、やはり先ほど申しましたけれど、本当に良心的でそのほかに何も上乘せをしないので、素晴らしいと思います。

○茂庭竹生会長 ありがとうございます。ほかに御意見、御質問等いかがでしょうか。どうぞ。

○委員 新規登録が1万円、更新が5,000円。手続上の違いによって金額に差が出てくると思いますが、その内容について教えてください。

○課長代理（給排水業務担当） ただいまの御質問で、新規登録1万円、更新を5,000円とした、その差額についての御質問でございますが、新規の業者の場合は本市の水道の施工基準、また業者に対して申請方法等についての講習会を実施しています。特に大事なのは、先ほどの給水の取り出しの部分になりますが、この辺を詳しく講習会を設けて説明しています。更新の場合にはこの講習会を実施していないため、金額に差が生じるものです。

○茂庭竹生会長 その講習会に必要な費用が約5,000円に相当するというように考えてよいですか。

○課長代理（給排水業務担当） はい。

○茂庭竹生会長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○委員 6ページに市内事業者72者、市外事業者374者となっていますけれども、その中で本市のほうでは先ほど、大体7割くらいが更新をしてくるのではないかということでしたが、市外の業者が記載されている名簿はあるんですか。

○課長代理（給排水業務担当） 名簿についてはホームページ等でも公開しています。また、秦野市の指定業者は、ここにもありますように446者ございますので、374者につきましては、新規が神奈川県内の市町村のところもありますし、遠いところでは広島県の業者もおります。

○委員 それも本市では指定しているということですか。

○課長代理（給排水業務担当） はい。

○委員 広島県の業者が工事をするということもあるのですか。

○課長代理（給排水業務担当） 要件を満たしていれば指定店として登録が可能です。遠方の業者の中には、突発的な工事に備えて、指定を取られるという業者もいると思います。

○委員 わかりました。ありがとうございます。

○茂庭竹生会長 関連して確認ですけれども、この市内事業者72というのは、市内に営業所を持っている者という理解でいいですか。

○課長代理（給排水業務担当） はい、そのとおりでございます。

○茂庭竹生会長 だったら、他市で仕事をしている可能性もあるわけですね。

○課長代理（給排水業務担当） はい。

○委員 1点教えていただきたいのですが、この更新手数料ですが、1万円の地域と5,000円の地域がありまして、秦野市が5,000円にした理由というのはよくわかりました。しかしながら、比較的に大きな市が1万円に設定しており、この理由について教えてください。

○茂庭竹生会長 わかりますか。

○営業課給排水業務担当 他市の具体的根拠については、把握しておりませんが、他市の中には新規の指定申請と同様の審査をしているところもあると聞いています。このことから、新規と更新で金額に差がないと思われれます。先ほども申しあげましたが、本市が新規と更新で大きく異なる点は講習会の有無という点になります。

○委員 他の市は講習を行っているのですか。

○営業課給排水業務担当 他の自治体が講習会をされているかについては分かりかねます。

○委員 11ページに人件費とございますよね。これで受付・審査・決済という項目があるのですが、審査というのは、具体的にどのような作業をするのですか。

○課長代理（給排水業務担当） まず、更新の審査でございますが、その事業所の給水装置主任技術者がその会社に存在しているか、その資格があるのかというものを確認いたします。また、その業者の所在が明確なのかということを確認いたします。さらに、その使用器具について、給水装置にかかわる使用器具がそろっているのかというところの確認、といった審査が行われます。

○委員 すみません、ちょっと蛇足になってしまい、大変申し訳ないのですが、私は飲食店関係の職に従事していますが、飲食店も営業許可申請をしてその後、必ず書きかえがある。通常7年に1回の書き換えで更新手数料が8,000円ぐらいです。しかし、検査員が必ず現場に来て検査しています。水道の場合は、このような立会いを行うのでしょうか。また、飲み水を扱う業者として検便などの検査を義務付けているのでしょうか。

○課長代理（給排水業務担当） 特には行っておりません。

○委員 そういった検査を受けなくてもよいのですか。

○課長代理（給排水業務担当） 特に結果の提出を求めてはいません。

○委員 分かりました。その金額を踏まえて、その5,000円が妥当なのか、あるいは逆に工事費、人件費も上がってきますし、これ、1回決めるとなかなか次上げられないので、5,000円か1万円かという判断が出ていますけれども、別に

中間の金額であってもいいのかなと思ったりします。決めた後で金額を上げるのは難しいと思いますので、御考慮ください。

○茂庭竹生会長 よろしいでしょうか。金額はこの算出方法もはっきりしていますし、特に他都市と比べて著しい差があるわけではありませんので、基本的にはその算定根拠が明確であるし、事務局から提案された5,000円というのが妥当かなと私自身は思うのですけれど、もしよろしければ、この5,000円ということ的前提としてこれからの答申に反映させていきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○茂庭竹生会長 それでは、もう時間も大分過ぎましたので、事務局には次回の審議会までにこの手数料額で答申の骨子案を作成していただくよう、お願いいたして、議題3「その他」に移りたいと思います。

事務局から3、その他ありましたら、お願いします。

○経営総務課長 それでは、次回以降の開催日程について、御説明をさせていただきます。参考資料1と2をお手元で御覧いただけますでしょうか。

まず、参考資料2が、次回以降の開催日程になってございます。第3回を9月中旬に予定しております。現在のところ、令和元年度内には6回、令和2年度は前回料金改定の際の開催日程を参考に、回数の割り振りをさせていただいておりますが、上下水道料金を同時に改定するという事は、初めて行われる作業です。これは単独での改定の場合ですので、この日程のとおりに進まないこともあるかと思っておりますので、ご了承ください。

本日も大変長い時間拘束してしまい、大変申し訳なく思いますが、各委員の皆様は日ごろ非常にお忙しい中、こうした過密日程で任期内にいろいろなことを御審議いただくというのは、非常に各委員の皆様にはご負担になってしまいかと思います。

そこで、参考資料1を御覧いただきたいのですが、上下水道審議会の規定の第6条、こちらに「部会を置くことができる」という規定がございます。これに従いまして、4回目以降、水道ビジョンあるいは下水道ビジョン、あるいは水道料金、下水道料金というような形に特化した議論をしていただくということを目的としまして、部会を設置したらいかがかと考えております。この部会の設置については、次回の第3回の会議の議題にさせていただきたいと思っておりますが、このときに、その部会の割り振りの案を御提示させていただきたいと考えております。

この審議会の委員の皆様の中で、識者の皆様につきましては、その所属する組織でありますとか持っているらっしゃる専門知識の部分から割り振りを事務局

のほうで行う予定ですが、市民代表の委員の皆様については、希望を募らせていただこうと考えております。水道部会を希望するか下水道部会を希望するかというのを改めて希望をとらせていただいて、割り振りを案として示させていただきたく考えております。もちろん、両方の部会に参加したいということであれば、それも結構ですので、水道部会なのか下水道部会なのか両方なのかということで、希望を募らせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。次回以降の開催日程等の説明は以上でございます。

○課長代理（総務担当） 続きます、参考資料3をごらんいただきたいと思います。上下水道審議会の傍聴に関する要領になります。この要領につきましては、審議会の傍聴を希望される方がおられた場合の必要な手続き等について定めたものとなっております。会議の公開につきましては、会長が審議会に諮っていただいて、決定していただくという形になっております。今後、傍聴者がおられた場合には、本要領に従って対応していきたいと考えております。

事務局からは以上となります。

○茂庭竹生会長 ただいまの事務局の御説明について御意見、御質問等ございますでしょうか。部会をつくる件と、それから傍聴の件です。よろしいでしょうか。部会については、具体的には次回第3回の審議会でお諮りすることによってよろしいですね。それでは、皆さんにご了解いただいたということで、ほかに事務局のほうからございましたらお願いいたします。

○課長代理（総務担当） それでは、先ほど御説明したとおり、第3回の審議会の開催日程について、この場で決定させていただきたいと考えてございます。9月中旬ということで御説明申し上げましたが、具体的な日程としましては、9月12日木曜日もしくは17日火曜日、このいずれかでの開催を考えております。誠に恐縮ですが、本日、委員の皆様のご予定を確認させていただいて、決定という形で進めたいと考えております。このため、現時点でこの両日でご都合の悪い日に挙手をしていただきたいと思います。なお、時間はいずれも午後2時を予定しております。

まず、9月12日木曜日の場合、今現在、出席が難しいという方がおられましたら、挙手のほう、お願いしたいと思います。ありがとうございます。

続いて、9月17日火曜日の場合、出席が難しいという方は挙手をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、9月12日のほうが多くの委員の方に御出席いただけるということですので、ご都合のつかない委員の皆様には大変申し訳ございませんが、次回の会議につきましては、9月12日木曜日午後2時からとさせていただきたいと思っておりますので、ご予定の確保をお願いしたいと思います。開催通知につきまし

ては、後日、また郵送させていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それと最後に、当審議会の会議録についてお願いがございます。会議録は、原則ホームページで公開しております。公開する前に、事務局で作成する会議録の内容につきまして、会長及び委員1名の方に御確認をいただいております。確認していただく方は、慣例で名簿の一番下から順番にお願いさせていただいておりますが、前回の審議会で山口泰史委員にお願いさせていただきまして、本日、山口政雄委員は欠席ということでございますので、今回、柳川委員に会議録の確認をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上となります。

○茂庭竹生会長 それでは、最後に何か御質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、特に御質問もないようですので、これで審議会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後4時00分閉会